平成３０年（フ）第１７４号
相模原市緑区久保沢２丁目11番15号
債務者　川渕　雅道
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市書写385番地12
債務者　森崎　靖賢
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２７１号
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目15番１号　ヒルサイドアベニュー101号
債務者　木下　博美（旧姓松丸）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２５１号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南２丁目７番３号
債務者　河野惠都子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８３号
北九州市小倉南区上葛原１丁目８番３号（103号）
債務者　前田　健太
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５７号
北海道上川郡清水町本通西８丁目１番地１
債務者　田村　優衣
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
北九州市八幡西区浅川日の峯２丁目４番８号
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３号
三重県伊賀市柘植町2648番地の96
債務者　安村　大樹
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第８５号
群馬県高崎市双葉町１番１号　ラシーナ高崎704号
債務者　山﨑　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１５６２号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目９番３号
債務者　ＫＴサービスこと金海泰匡こと　ＫＩＭ　ＴＡＥＫＷＡＮＧ　金　　泰匡
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７号
香川県高松市郷東町789番地11
債務者　川口　洋子（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６７号
香川県高松市郷東町789番地11
債務者　川口　　明
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８０号
香川県丸亀市垂水町897番地21
債務者　藤村　竜司
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野菜蕗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６７号
熊本市北区清水新地６丁目９番２号　岩本アパート207
債務者　竹本　邦子（旧姓宇津元）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　潤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６３０号
横浜市南区新川町２丁目４番地22　コスモパレス吉野町501号
債務者　小林　　力
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市東坂元１丁目９番14号
債務者　西　　純子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係